

事務連絡
令和元年7月1日

東北農政局農村振興部防災課長 殿

農村振興局整備部防災課
課長補佐（防災班）

農業用ため池の管理及び保全に関するガイドラインについて（補足）

「農業用ため池の管理及び保全に関するガイドライン」（令和元年7月1日付け元農振第884号 農村振興局整備部防災課長通知。以下「ガイドライン」という。）において規定する、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号。以下「本法」という。）第6条、第7条及び第8条にかかる河川担当部局との調整について、下記により、全体フロー図について周知する。

また、下記の内容について、貴職から貴局管内の県へ対して周知されたい。

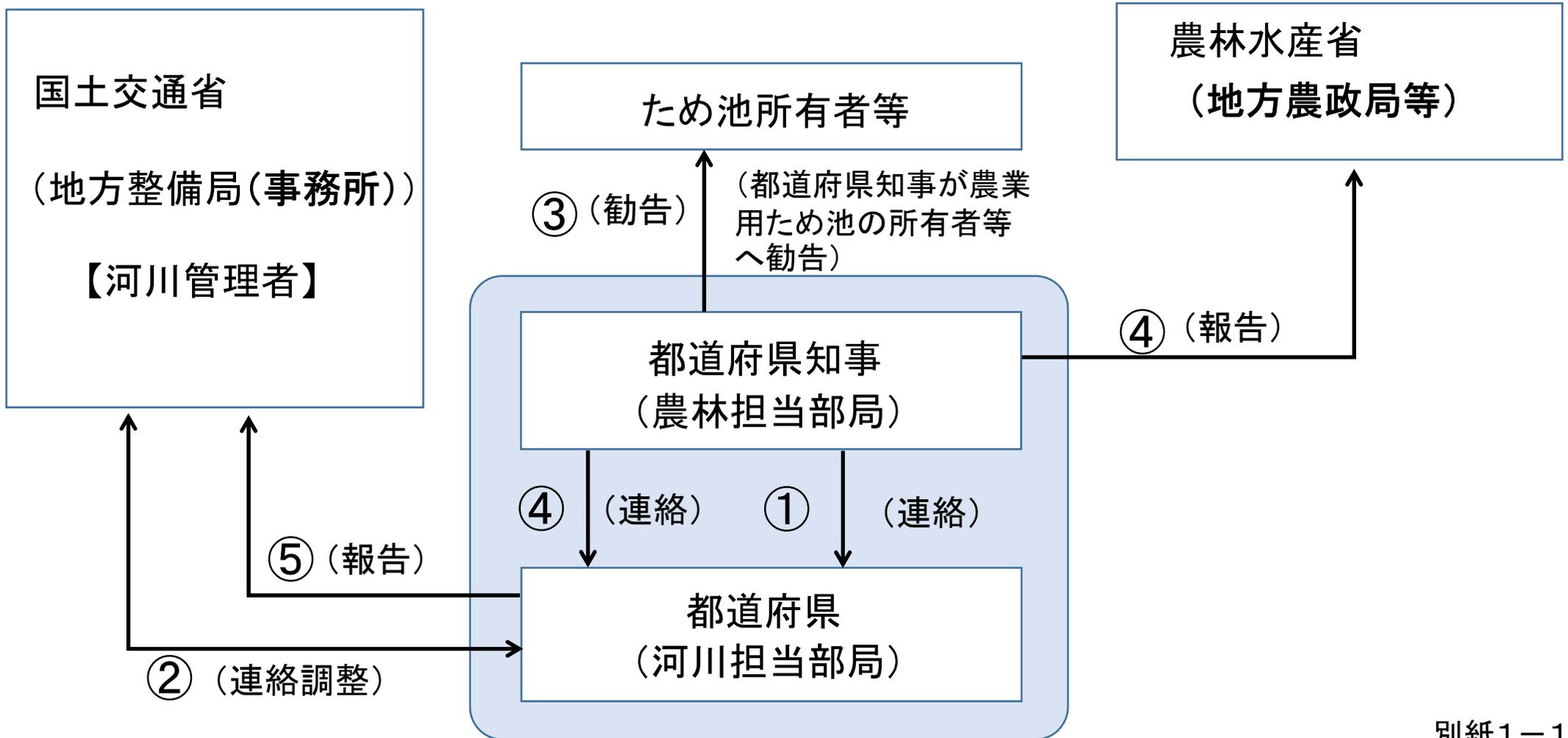
記

1. ガイドラインにおける本法第6条（勧告）において、河川担当部局との調整にかかる全体フロー図については、別紙1-1及び別紙1-2（河川許可工作物の場合）、別紙1-3及び別紙1-4（兼用工作物の場合）、別紙1-5（流域貯留浸透事業等によって治水機能を賦与された農業用ため池（保全調整池を除く）の場合）、及び別紙1-6（保全調整池の場合）のとおりである。
2. 本法第7条（特定農業用ため池の指定）において、河川担当部局との調整にかかる全体フロー図については、別紙2-1及び別紙2-2（許可工作物の場合）、別紙2-3及び別紙2-4（兼用工作物の場合）、別紙2-5（流域貯留浸透事業等によって治水機能を賦与された農業用ため池（保全調整池を除く）の場合）、及び別紙2-6（保全調整池の場合）のとおりである。
3. 本法第8条（行為の制限）において、河川担当部局との調整にかかる全体フロー図については、別紙3-1（保全調整池の場合）及び別紙3-2（特定都市河川浸水被害対策法第9条（雨水浸透阻害行為の許可）により許可申請があった場合）のとおりである。

第6条(勧告)を行う場合の農林担当部局から河川担当部局への連絡 (河川許可工作物の場合)

河川許可工作物である農業用ため池に対して、本法第6条に基づく勧告を行う場合、都道府県農林担当部局は、当該農業用ため池が存在する河川を管轄する河川管理者に対してあらかじめ勧告する内容について連絡を行う(一級河川大臣管理区間にあつては、都道府県河川担当部局を経由)。
また、都道府県農林担当部局は、農業用ため池の所有者等へ勧告した旨を、河川管理者に連絡(一級河川大臣管理区間にあつては、都道府県河川担当部局を経由)するとともに、地方農政局等(北海道においては農林水産省、沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局となる。以下同じ。)へ報告する。

勧告を行う農業用ため池が「河川許可工作物」であり、かつ一級河川大臣管理区間にある場合



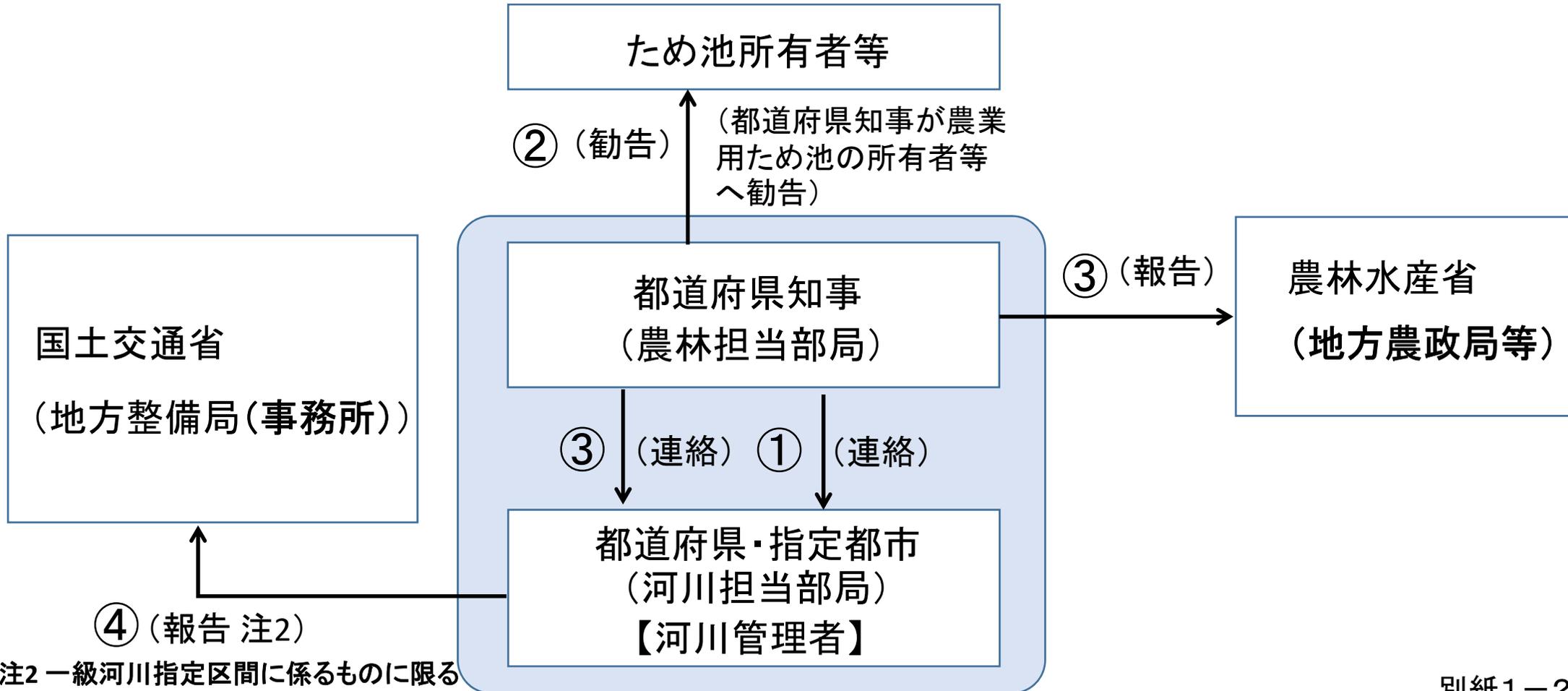
第6条(勧告)を行う場合の農林担当部局と河川担当部局の連絡 (河川許可工作物の場合)

河川許可工作物である農業用ため池に対して、本法第6条に基づく勧告を行う場合、都道府県農林担当部局は、当該農業用ため池が存在する河川を管轄する河川管理者に対してあらかじめ勧告する内容について連絡を行う(一級河川大臣管理区間にあつては、都道府県河川担当部局を経由)。

また、都道府県農林担当部局は、農業用ため池の所有者等へ勧告した旨を、河川管理者に連絡(一級河川大臣管理区間にあつては、都道府県河川担当部局を経由)するとともに、地方農政局等(北海道においては農林水産省、沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局となる。以下同じ。)へ報告する。

勧告を行う農業用ため池が「河川許可工作物」であり、かつ一級河川指定区間又は二級河川にある場合

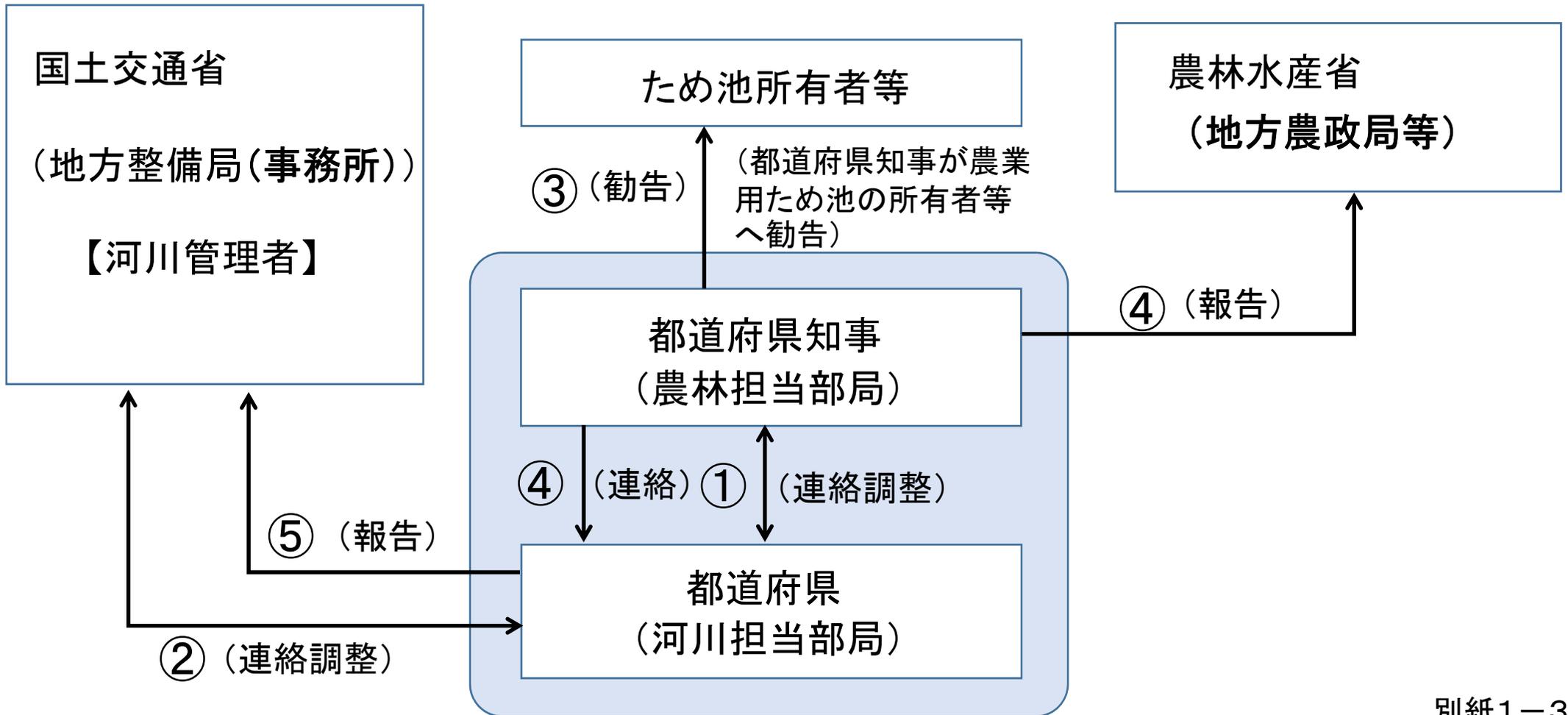
(注1) 指定区間であっても、許可工作物の許可権者が国土交通大臣の場合(特定水利使用)は、別紙1-1により対応する。



第6条(勧告)を行う場合の農林担当部局と河川担当部局の連絡調整 (兼用工作物※の場合) ※河川法第17条

河川管理施設との兼用工作物である農業用ため池に対して、本法第6条に基づく勧告を行う場合、都道府県農林担当部局は、当該農業用ため池が存在する河川を管轄する河川管理者とあらかじめ勧告する内容について連絡調整を行う(一級河川大臣管理区間にあつては、都道府県河川担当部局を経由)。
また、都道府県農林担当部局は、農業用ため池の所有者等へ勧告した旨を、河川管理者に連絡(一級河川大臣管理区間にあつては、都道府県河川担当部局を経由)するとともに、地方農政局等へ報告する。

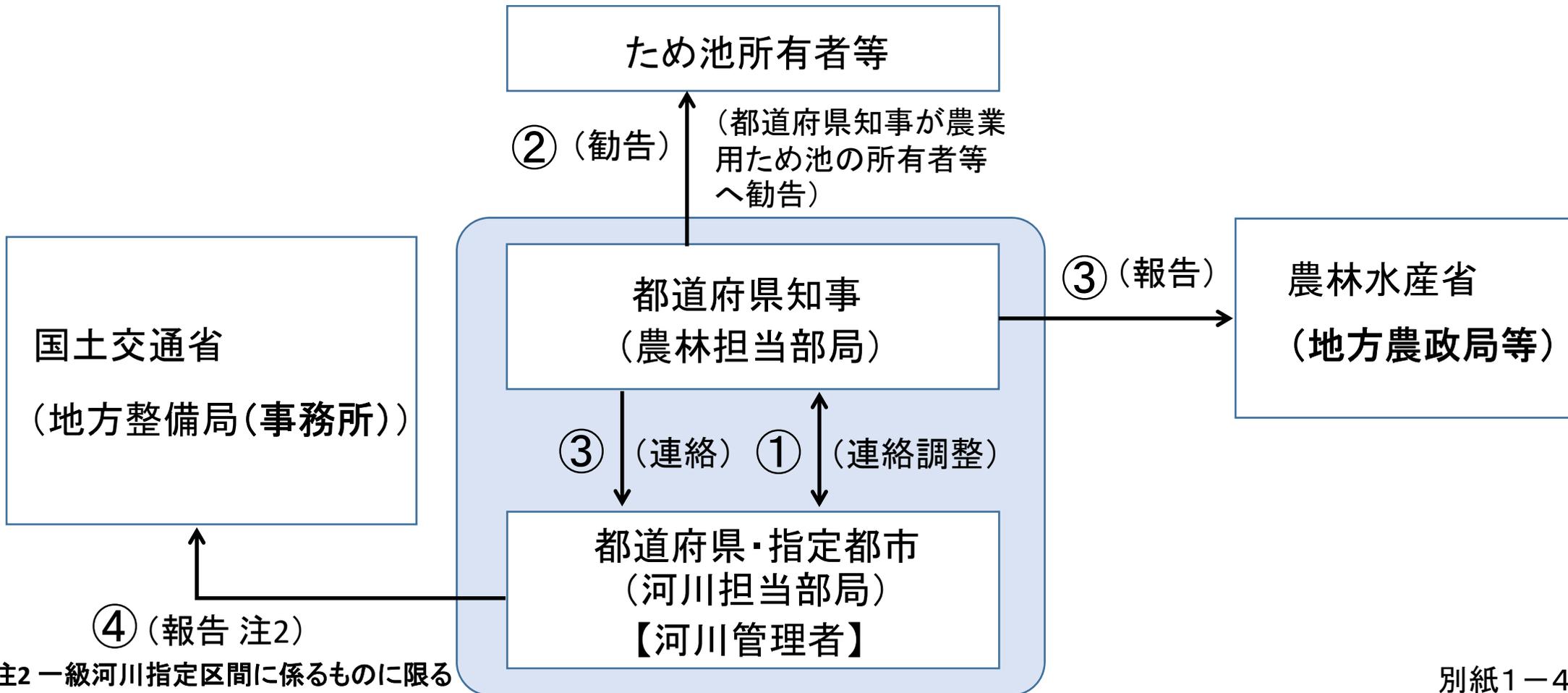
勧告を行う農業用ため池が「河川管理施設との兼用工作物」であり、かつ一級河川大臣管理区間にある場合



第6条(勧告)を行う場合の農林担当部局と河川担当部局の連絡調整 (兼用工作物※の場合) ※河川法第17条

河川管理施設との兼用工作物である農業用ため池に対して、本法第6条に基づく勧告を行う場合、都道府県農林担当部局は、当該農業用ため池が存在する河川を管轄する河川管理者とあらかじめ勧告する内容について連絡調整を行う(一級河川大臣管理区間にあつては、都道府県河川担当部局を経由)。
また、都道府県農林担当部局は、農業用ため池の所有者等へ勧告した旨を、河川管理者に連絡(一級河川大臣管理区間にあつては、都道府県河川担当部局を経由)するとともに、地方農政局等へ報告する。

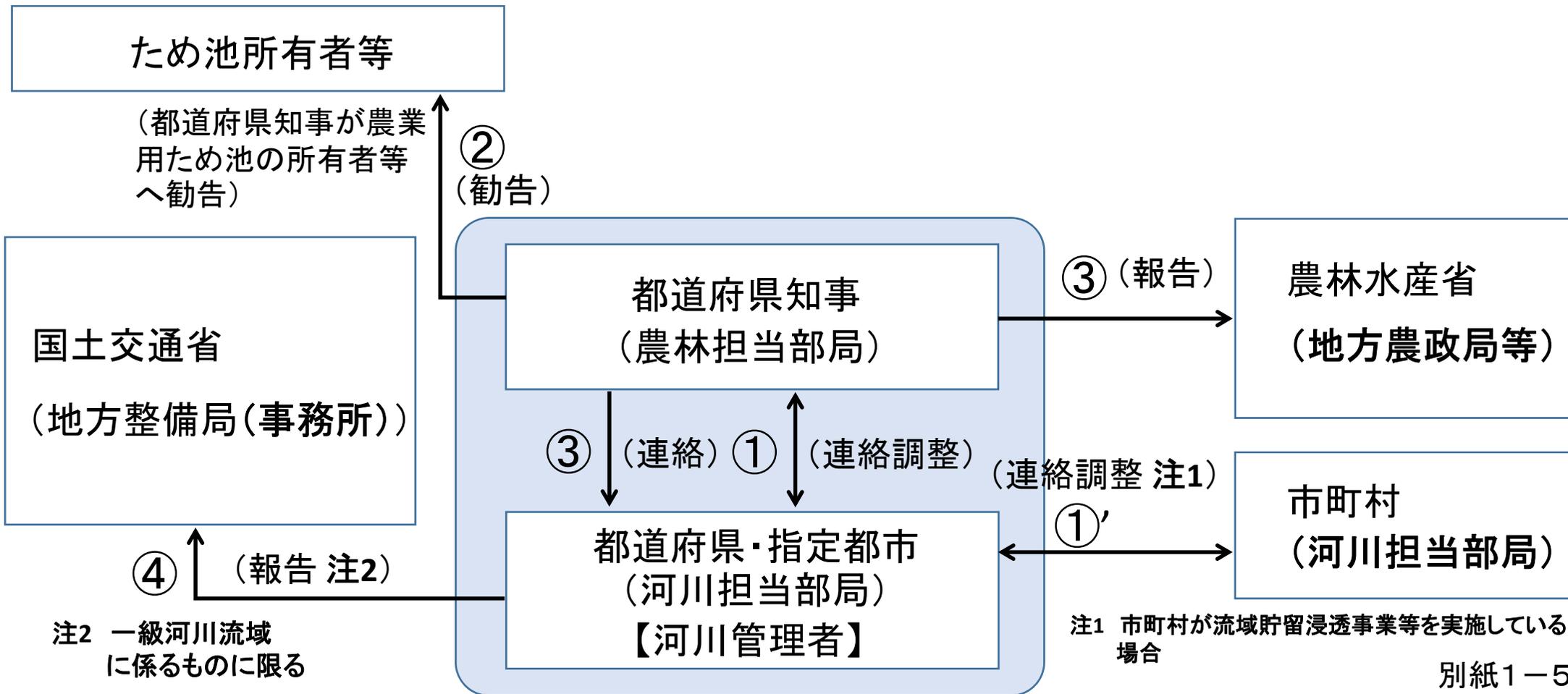
勧告を行う農業用ため池が「河川管理施設との兼用工作物」であり、かつ一級河川指定区間又は二級河川にある場合
(注1)指定区間であっても、許可工作物の許可権者が国土交通大臣の場合(特定水利使用)は、別紙1-3により対応する。



第6条(勧告)を行う場合の農林担当部局と河川担当部局の連絡調整 流域貯留浸透事業等によって治水機能を賦与された農業用ため池 (保全調整池を除く)の場合

農業用ため池に治水機能を賦与する事業に際し、協議又は許可の申請があった農業用ため池に対して、本法第6条に基づく勧告を行う場合、都道府県農林担当部局は、都道府県(指定都市)河川担当部局(流域貯留浸透事業等の実施主体が市町村の場合は、都道府県(指定都市)の河川担当部局を経由して、市町村河川担当部局)とあらかじめ勧告する内容について連絡調整を行う。また、都道府県農林担当部局は、農業用ため池の所有者等へ勧告した旨を都道府県(指定都市)河川担当部局に連絡するとともに、地方農政局等へ報告する。

勧告を行う保全調整池以外の治水目的を有する農業用ため池が一級河川又は二級河川の流域内にある場合



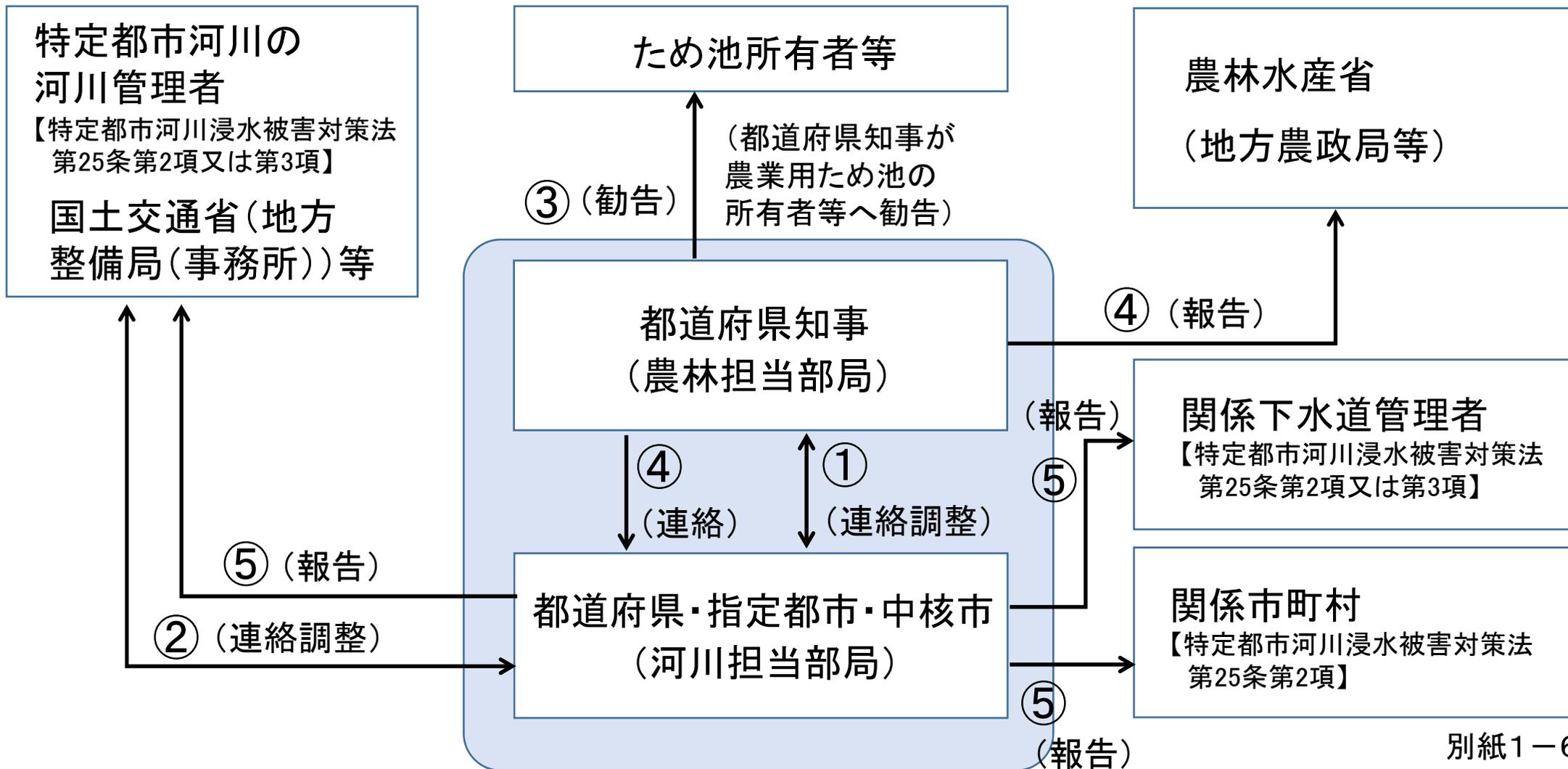
第6条(勧告)を行う場合の農林担当部局と河川担当部局の 連絡調整(保全調整池※の例)

※ 特定都市河川浸水被害対策法第23条

特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)で定める雨水貯留浸透施設のうち同法第23条に基づく保全調整池(以下単に「保全調整池」という。)に位置付けられている農業用ため池に対して、本法第6条に基づく勧告を行う場合、都道府県農林担当部局は、都道府県(指定都市・中核市)河川担当部局とあらかじめ勧告する内容について連絡調整を行うこと。

また、都道府県農林担当部局は、農業用ため池の所有者等へ勧告した旨を都道府県(指定都市・中核市)河川担当部局に連絡するとともに、地方農政局等へ報告する。

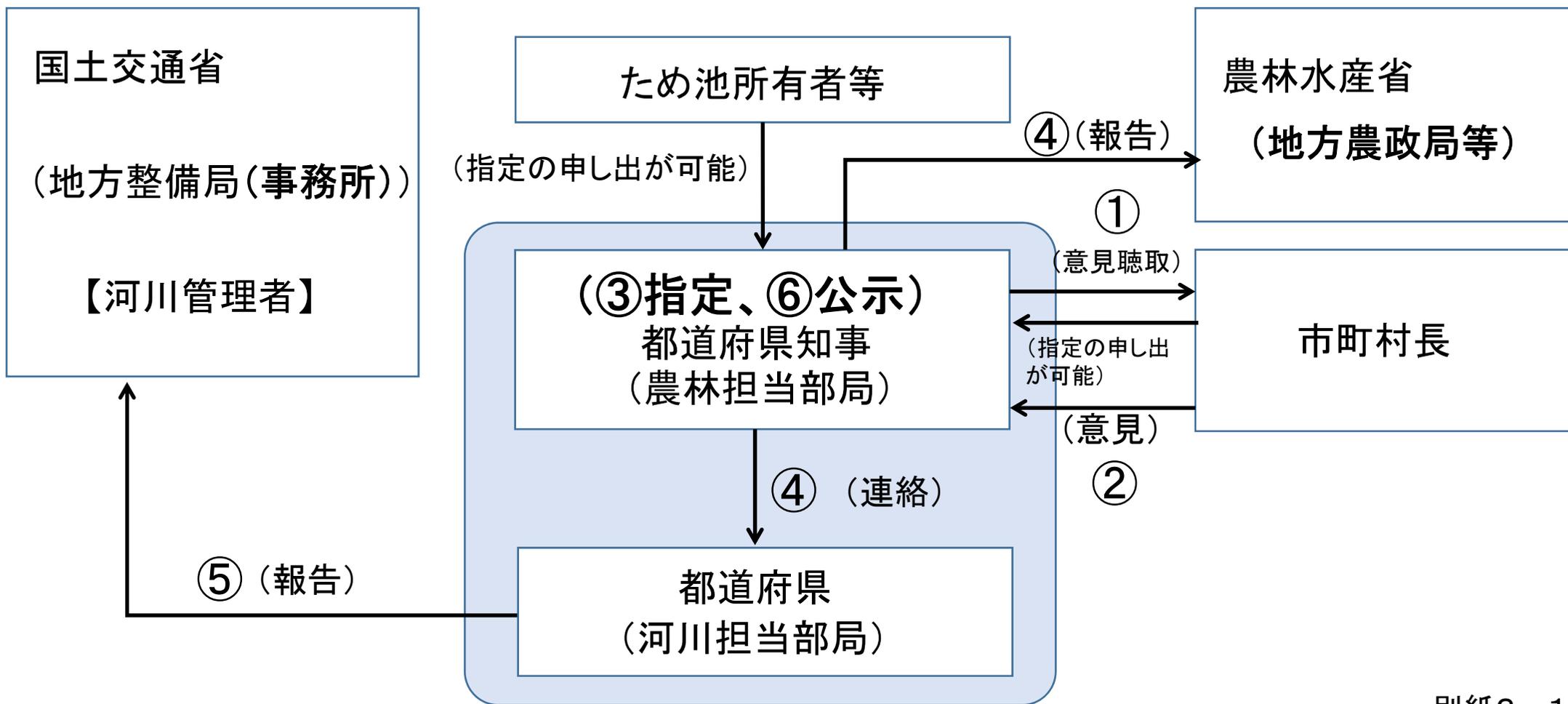
勧告を行う特定農業用ため池が特定都市河川浸水被害対策法で定める保全調整池指定の場合



第7条(特定農業用ため池の指定)を行う場合の農林担当部局と河川担当部局の連絡(河川許可工作物の場合)

河川許可工作物である農業用ため池を本法第7条に基づき特定農業用ため池に指定した場合、都道府県農林担当部局は、特定農業用ため池に指定した旨を当該農業用ため池が存在する河川を管轄する河川管理者に連絡(一級河川大臣管理区間にあつては、都道府県河川担当部局を経由)するとともに、地方農政局等へ報告する。

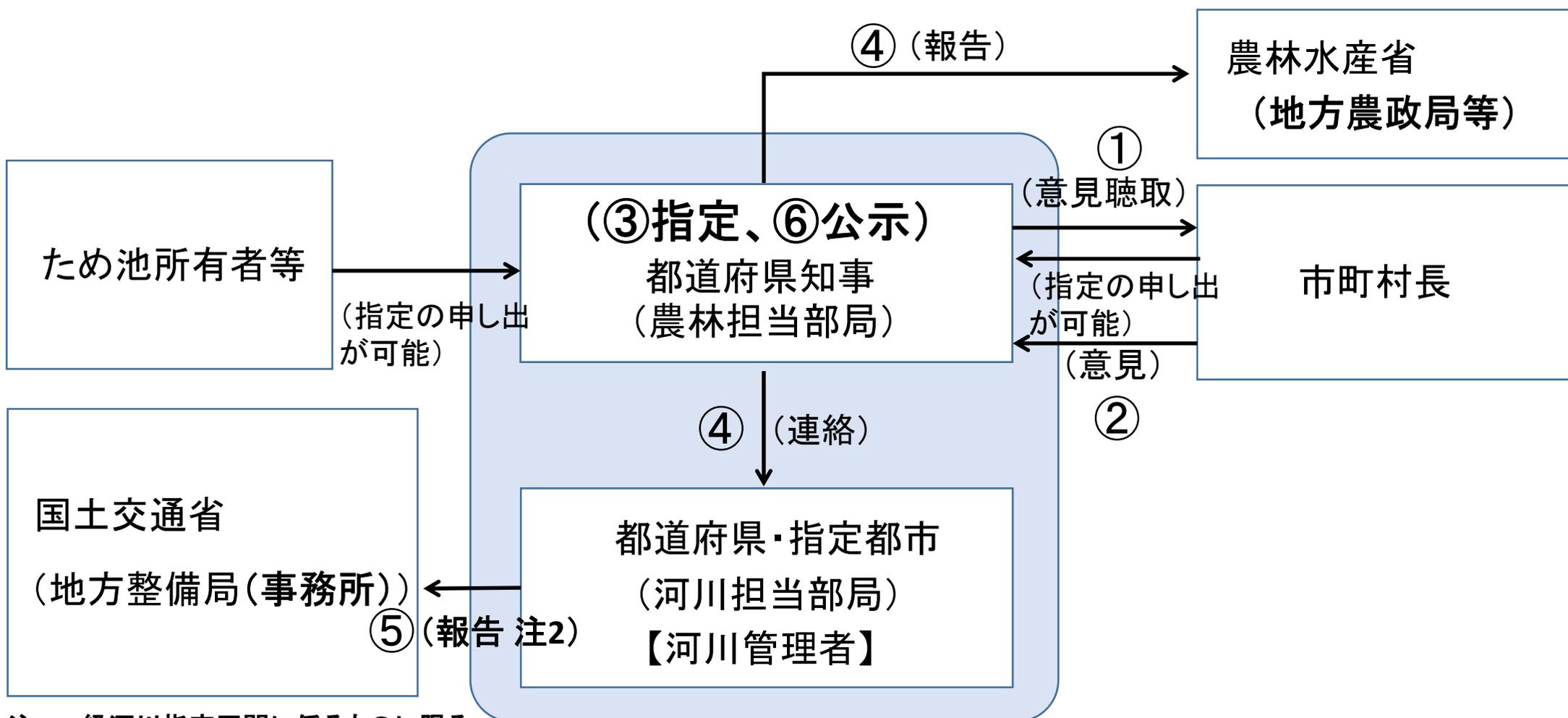
特定農業用ため池の指定を行うため池が「河川許可工作物」であり、かつ一級河川大臣管理区間にある場合



第7条(特定農業用ため池の指定)を行う場合の農林担当部局と河川担当部局の連絡(河川許可工作物の場合)

河川許可工作物である農業用ため池を本法第7条に基づき特定農業用ため池に指定した場合、都道府県農林担当部局は、特定農業用ため池に指定した旨を当該農業用ため池が存在する河川を管轄する河川管理者に連絡(一級河川大臣管理区間にあつては、都道府県河川担当部局を経由)するとともに、地方農政局等へ報告する。

特定農業用ため池の指定を行うため池が「河川許可工作物」であり、かつ一級河川指定区間又は二級河川にある場合(注1)指定区間であっても、許可工作物の許可権者が国土交通大臣の場合(特定水利使用)は、別紙2-1により対応する。



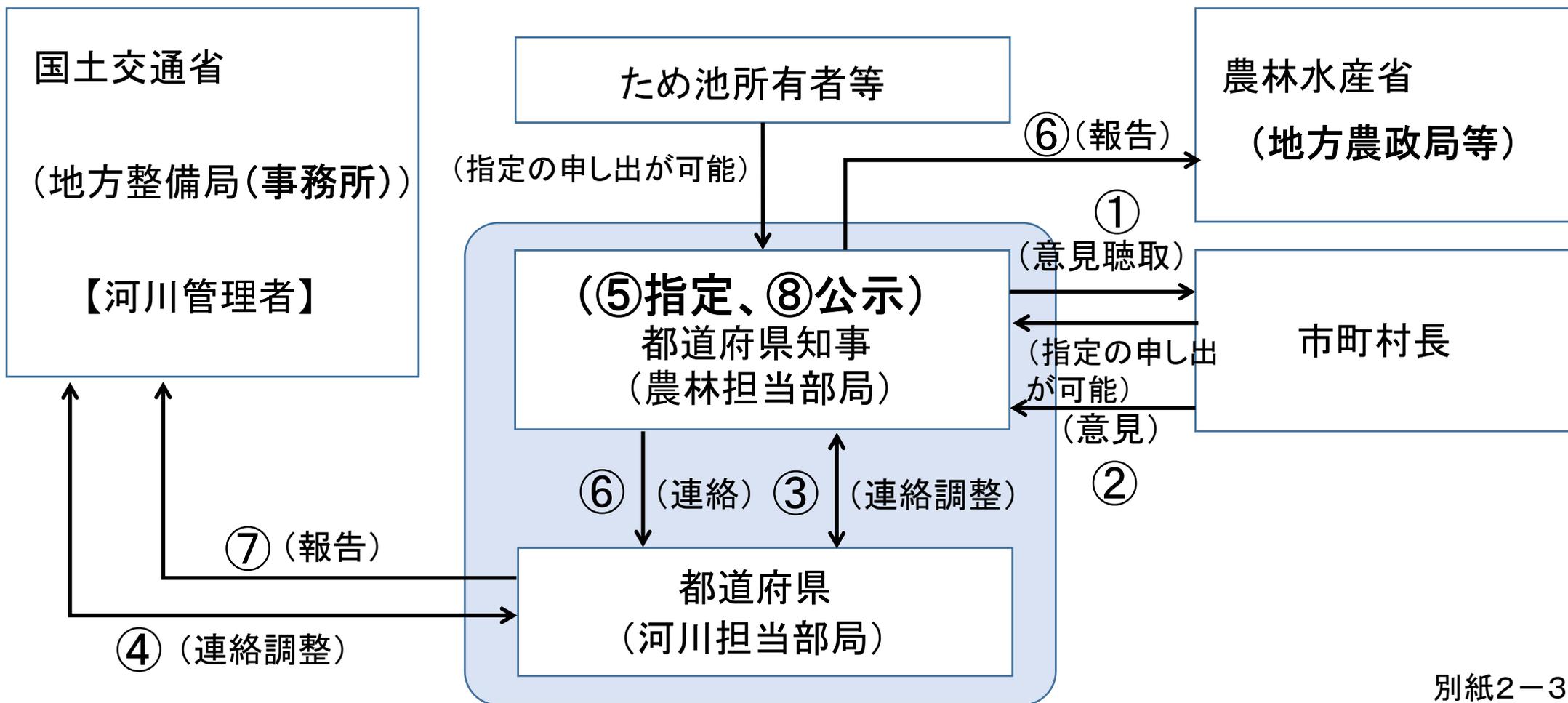
注2 一級河川指定区間に係るものに限る

第7条(特定農業用ため池の指定)を行う場合の農林担当部局と河川担当部局の連絡調整(兼用工作物※の場合) ※河川法第17条

河川管理施設との兼用工作物である農業用ため池を本法第7条に基づき特定農業用ため池に指定する場合、都道府県農林担当部局は、当該農業用ため池が存在する河川を管轄する河川管理者とあらかじめ指定する内容について連絡調整を行う(一級河川大臣管理区間にあつては、都道府県河川担当部局を経由)。

また、当該農業用ため池を特定農業用ため池に指定した場合、都道府県農林担当部局は、特定農業用ため池に指定した旨を当該農業用ため池が存在する河川を管轄する河川管理者に連絡(一級河川大臣管理区間にあつては、都道府県河川担当部局を経由)するとともに、地方農政局等へ報告する。

特定農業用ため池の指定を行うため池が「河川管理施設との兼用工作物」であり、かつ一級河川大臣管理区間にある場合

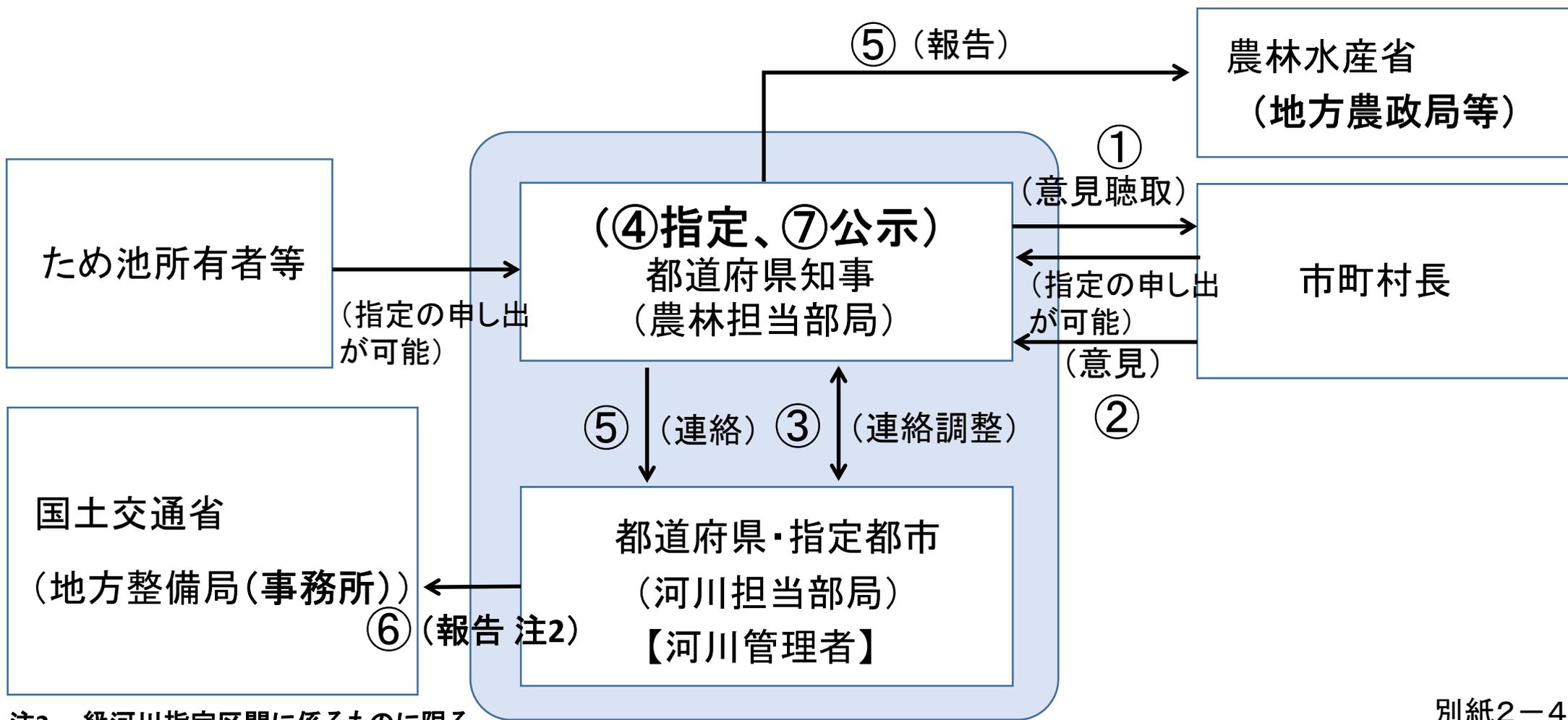


第7条(特定農業用ため池の指定)を行う場合の農林担当部局と河川担当部局の連絡調整(兼用工作物※の場合) ※河川法第17条

河川管理施設との兼用工作物である農業用ため池を本法第7条に基づき特定農業用ため池に指定する場合、都道府県農林担当部局は、当該農業用ため池が存在する河川を管轄する河川管理者とあらかじめ指定する内容について連絡調整を行う(一級河川大臣管理区間にあつては、都道府県河川担当部局を経由)。

また、当該農業用ため池を特定農業用ため池に指定した場合、都道府県農林担当部局は、特定農業用ため池に指定した旨を当該農業用ため池が存在する河川を管轄する河川管理者に連絡(一級河川大臣管理区間にあつては、都道府県河川担当部局を経由)するとともに、地方農政局等へ報告する。

特定農業用ため池の指定を行うため池が「河川管理施設との兼用工作物」であり、かつ一級河川指定区間又は二級河川にある場合(注1)指定区間であっても、許可工作物の許可権者が国土交通大臣の場合(特定水利使用)は、別紙2-3により対応する。



注2 一級河川指定区間に係るものに限る

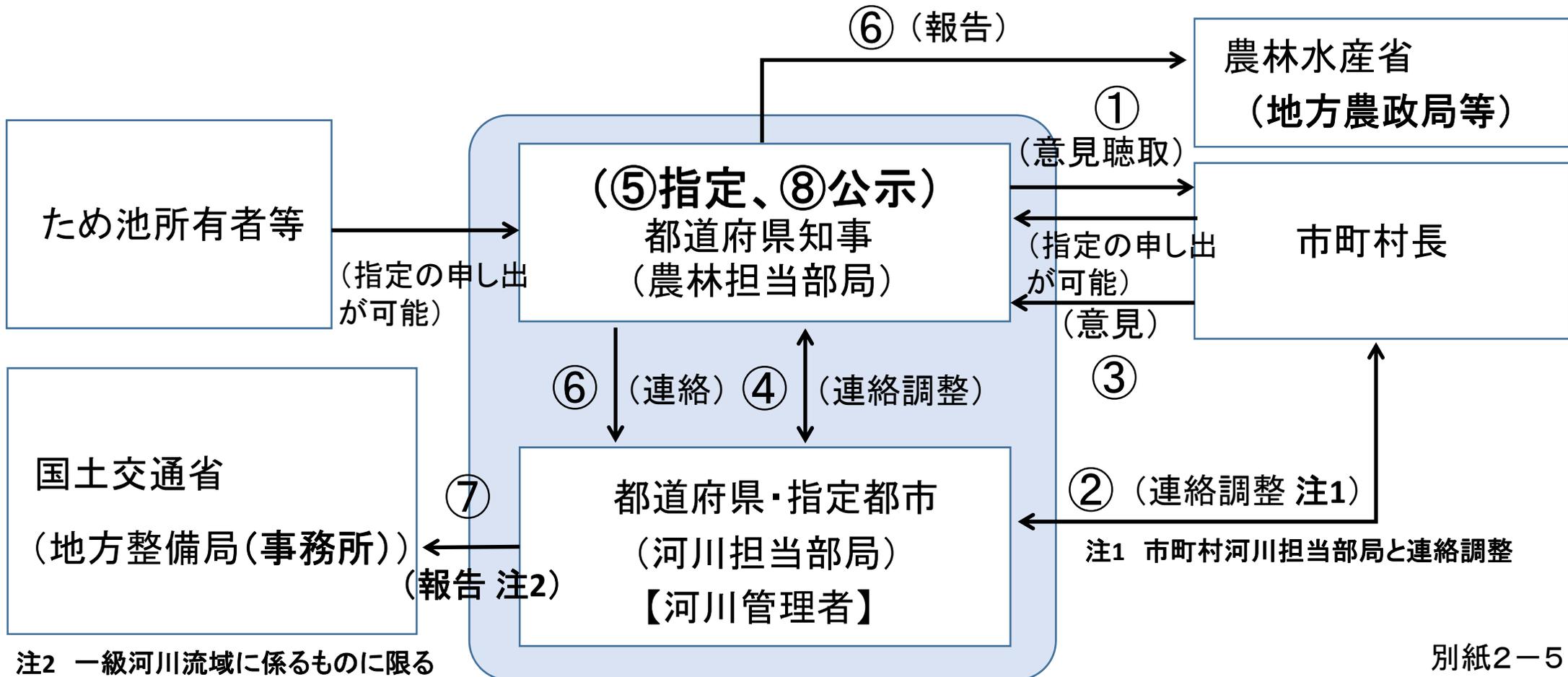
第7条(特定農業用ため池の指定)を行う場合の農林担当部局と河川担当部局の連絡調整

流域貯留浸透事業等によって治水機能を賦与された農業用ため池(保全調整池を除く)の場合

農業用ため池に治水機能を賦与する事業に際し、協議又は許可の申請があった農業用ため池に対して、本法第7条に基づき特定農業用ため池に指定する場合、都道府県農林担当部局は、都道府県(指定都市)河川担当部局(流域貯留浸透事業等の実施主体が市町村の場合は、都道府県(指定都市)の河川担当部局を経由して、市町村河川担当部局)とあらかじめ指定する内容について連絡調整を行う。

また、都道府県農林担当部局は、特定農業用ため池に指定した旨を都道府県(指定都市)河川担当部局に連絡するとともに、地方農政局等へ報告する。

特定農業用ため池の指定を行う保全調整池以外の治水目的を有する農業用ため池が一級河川又は二級河川の流域内にある場合

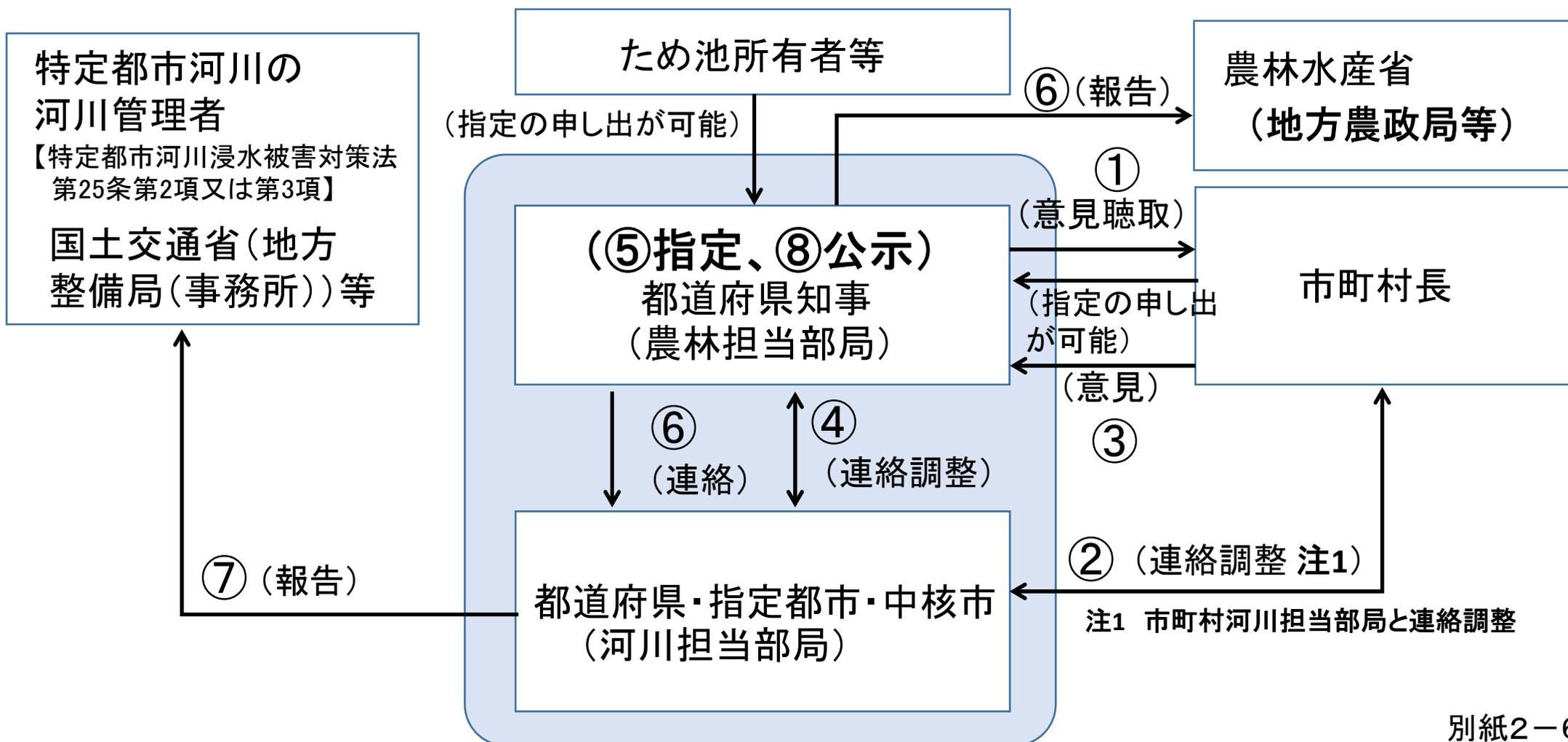


第7条(特定農業用ため池の指定)を行う場合の農林担当部局と河川担当部局の連絡調整(保全調整池の例) ※ 特定都市河川浸水被害対策法第23条

特定都市河川浸水被害対策法で定める雨水貯留浸透施設のうち保全調整池に位置付けられている農業用ため池に対して、本法第7条に基づき特定農業用ため池に指定する場合、都道府県農林担当部局は、都道府県(指定都市・中核市)河川担当部局とあらかじめ当該農業用ため池を特定農業用ため池に指定することについて連絡調整を行う。

また、都道府県農林担当部局は、特定農業用ため池を指定した旨を、都道府県(指定都市・中核市)河川担当部局へ連絡するとともに、地方農政局等へ報告する。

特定農業用ため池の指定を行う農業用ため池が特定都市河川浸水被害対策法で定める保全調整池指定の場合

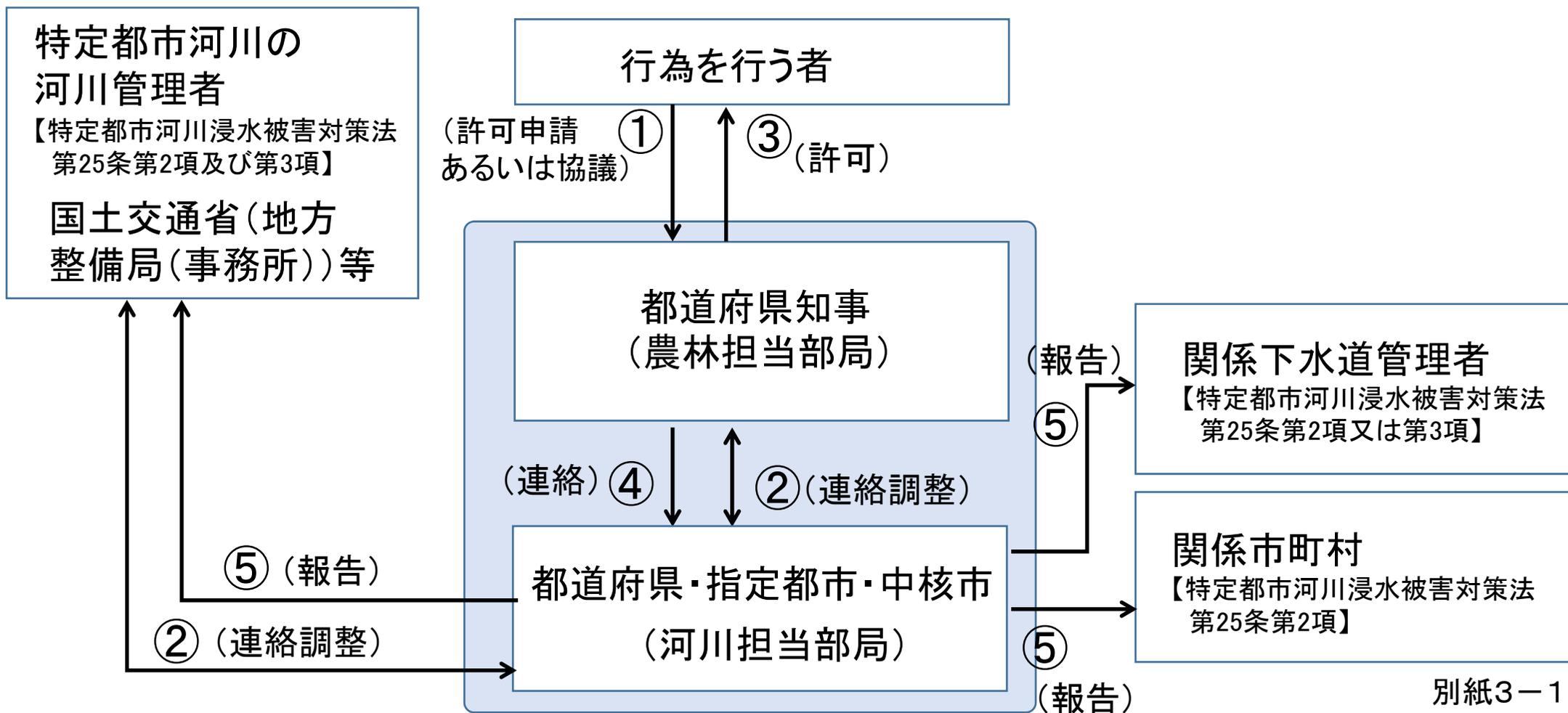


第8条(行為の制限)を行う場合の農林担当部局と河川担当部局の連絡調整 (雨水貯留浸透施設のうち、保全調整池の例)

特定農業用ため池の保全に影響を及ぼす行為について許可の申請又は協議があった場合、都道府県農林担当部局は、当該特定農業用ため池が、特定都市河川浸水被害対策法で定める雨水貯留浸透施設のうち保全調整池に位置付けられている農業用ため池であるときには、当該農業用ため池が存在する河川を管轄する都道府県河川担当部局とあらかじめ許可の申請又は協議の内容について連絡調整を行う。

また、許可を行った(協議の場合は協議が整った)場合、都道府県農林担当部局は、行為を行う者へ許可した旨を当該農業用ため池が存在する河川区域の都道府県河川担当部局へ連絡する。

保全調整池である特定農業用ため池に影響を及ぼすおそれのある行為をしようとする場合



特定都市河川浸水被害対策法第9条（雨水浸透阻害行為の許可） により許可申請があった場合の河川担当部局と農林担当部局の連絡調整

特定都市河川浸水被害対策法第9条又は第14条に基づく許可の申請又は協議が都道府県等河川担当部局にあった場合、同法第10条に基づく雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制する対策工事が本法第8条に該当するときには、当該河川担当部局より都道府県農林担当部局に連絡（当該行為者に対しては、都道府県農林担当部局への許可の申請又は協議が必要な旨の注意喚起）があることから、当該行為者からの本法第8条に基づく許可の申請又は協議に対する処分に当たっては、都道府県農林担当部局は当該河川担当部局と連絡調整を行う。

